

「西成区地域福祉計画（素案）」に対するパブリック・コメント意見一覧

番号	意見要旨	西成区の考え方
西成区地域福祉計画の考え方		
1	<p>「圏域の考え方」に関して、社会福祉法第4条第2項で規定されている地域福祉の概念は対象者ではなく「介護」、「教育」、「住まい」、「保健」などの政策に着目した構造となっていることから、政策別の圏域も設定することが適切ではないか。</p> <p>加えて、区の特徴を踏まえると、市営住宅エリア、密集市街地エリア、釜ヶ崎エリアなども地域福祉を推進する圏域として設定することが望ましいのではないか。</p>	<p>本計画におきまして、地域福祉を推進するにあたっての基本となる圏域については、16地域（連合振興町会、地区社会福祉協議会）と考えています。</p> <p>しかしながら、すでに取り組みがすすめられています福祉分野別の圏域につきましては、すでに区民に定着しており、整理、統合せず、引き続き継続していくことといたします。</p>
2	<p>今後地域の発展は必要だ。その為の取り組みを考えていく。その方向を示すためよいと思う。より良い福祉計画が必要です。</p>	<p>「だれもが安心して暮らし続けられる地域づくり」をめざすことを基本理念とし、「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりを更に強力に推進するために、区全体で地域福祉を推進するための計画として、地域の皆さまや関係機関等のご意見をいただきながら本計画を策定してまいりました。</p>
3	<p>皆さんの意見が少しでも地域福祉計画に反映されればと願っています。</p>	<p>今後も計画の推進にあたっては、皆さまのご意見をいただきながら取り組みをすすめてまいります。</p>
4	<p>計画の周知が必要</p>	<p>裏表紙にありますように、広く区民の皆さまに、この計画を知っていただくために、わかりやすい計画の概要版を作成し地域福祉を推進する主人公である区民の方々へ丁寧に伝えてまいります。</p>

番号	意見要旨	西成区の考え方
地域福祉を取り巻く現状		
5	<p>「西成区の現状」に関して 過去の人口および当面の推計人口についての統計を示されているが、社会保障・人口問題研究所の統計にみられるように、2040年の西成区の人口は現状に比べ半減することが示されていることから、3年間の本計画期間とはいえ、このことは他区には見られない西成区独自の特徴でもあることから、長期の大幅な人口減少という見通しについて触れておくことが、現状認識をするうえで適切ではないか。</p> <p>併せて、保健・医療の実態として結核患者などに触れられているが、厚生労働省の統計にみられるように、全国の自治体の中で最も平均余命が短い自治体であるという現状認識をまず持つことが、保健・医療に関する認識としては適切ではないか。</p>	<p>本計画の計画期間は、3か年となっています。ご意見のとおり、国立社会保障・人口問題研究所のデータを用いたRESAS（リーサス：地域経済分析システム）の将来人口推計によりますと、西成区の人口は、2040年には大幅な減少が見込まれるとされています。</p> <p>また、厚生労働省の統計によりますと、西成区は、男女ともに平均寿命の最も低い市区町村であると示されています。</p> <p>本計画P8 地域福祉を取り巻く現状の(1)西成区の人口のコメントに記載のとおり、「今後の西成区の持つ地域特性と地域福祉に関するニーズに対応する取り組みをすすめることが重要です。」として、今後、様々な福祉課題に取り組みたいと考えております。また、本計画を区の福祉分野の土台となる計画として、生活に関するさまざまな分野の施策との連携が重要と考えており、西成区将来ビジョンとも連携して、未来を担う子どもたちが健やかに育ち、だれもが笑顔にあふれ、安心・安全に暮らすことができるまちの実現をめざし、今後の取り組みを進めてまいります。</p>
6	<p>人口減少に備えた取り組みが必要なのではないか</p>	
7	<p>若者がもっと転入してきてほしい。</p>	

番号	意見要旨	西成区の考え方
計画の基本理念と基本目標		
8	<p>「計画の基本理念と基本目標」に関して地域福祉の担い手として、「区役所、住民、社会福祉法人、NPO、福祉事業者、企業など」とされているが、「社会福祉協議会」並びに「西成隣保館」を加筆することが、その実績と政策上の重要性から適切ではないか。</p> <p>併せて、地域共生社会の考え方からしても福祉サービスの受給者について受け手としてのみ捉えるのではなく、地域福祉の重要な担い手として、障がい者や認知症の人およびその家族などを位置付けるべきではないか。</p> <p>また、「地域共生社会」という文言が一切出てこないのが加筆するべきではないか。</p> <p>加えて、基本目標の計測可能な定量化を行うことは、本計画のPDCAを進めるうえできわめて重要と考えられることから、何らかのKPIの設定あるいは今後の検討について行うべきではないか。</p>	<p>地域福祉の担い手としましては、協働する組織、団体などを特定するものではなく、例として記載しています。</p> <p>社会福祉協議会は、P3に記載のとおり、社会福祉法において地域福祉推進の中心的な担い手として規定されており、極めて公共性の高い団体として、区の地域福祉を区役所と一体的に連携し進めていく機関として位置づけております。</p> <p>ゆ〜とあい にしなり隣保館につきましては、P15 1.地域力の再発見（地域力を見直そう）～住民主体の地域づくり～の《これまでの主な取り組み》おきまして、「隣保館等による活動」を記載し、これまでの主な取り組み集には、その取り組み内容を記載しています。</p> <p>また、これまで支援を受ける側（受け手）と考えられた方が、支援する側（支え手）として、可能な範囲で支え合い・助け合いの活動に参加していくことは重要であると考えており、いただきましたご意見をふまえて、取り組みをすすめてまいりたいと思います。</p> <p>「地域共生社会」の文言につきましては、P12 基本理念の考え方において、「区の実情に応じた「地域共生社会」の実現をめざし、」や、用語集 P60におきまして記載をしています。</p> <p>本計画の推進・評価につきましては、数値目標になじまない地域福祉の取り組みもありますので、大阪市地域福祉基本計画の推進・評価の手法も参考にしつつ、今後、検討をしてまいります。</p>

番号	意見要旨	西成区の考え方
基本目標①「みんなで支えあう地域づくり」		
1. 地域力の再発見（地域力を見直そう）～住民主体の地域づくり～		
9	これからもボランティア活動、いきいき教室、ふれあい喫茶などに参加し、声かけを心がける。	<p>地域福祉活動の中心は、住民の身近な生活圏域である小地域で取り組まれているさまざまな活動です。</p> <p>近くで暮らす住民同士が共に活動する、地域での日頃の取り組みこそが地域福祉です。</p> <p>西成区では、すでに様々な地域福祉の取り組みが行われています。西成区役所は、引き続き関係機関などと連携し、区民の皆さんと一緒に、地域福祉のさらなる推進に取り組んでまいります。</p>
10	色々な行事に参加することがよい。	
11	ますます重要なアクションプランと思うので、何らかの形でかかわっていきたい。	
12	開かれた地域活動をどう構築していくかが必要。いつでも来ることができる場所の確保が必要。	<p>P15 1.地域力の再発見（地域力を見直そう）～住民主体の地域づくり～や、「これまでの主な取り組み集」のP43にありますように、地域において、さまざまな地域福祉活動が取り組まれています。地域の主体的な福祉活動を支援し、事例等を紹介することにより、様々な居場所や集いの場の創出を支援してまいります。</p>
3. 地域における見守り活動の充実		
13	地域のあいさつがいつも大事だと思う。	<p>P18 3.地域における見守り活動の充実の《取り組む方向性》(1)に記載のとおり、「普段の生活の中での「あいさつ」や「声かけ」、「生活の様子を気にかける」ことなどから、(中略)ちょっとした変化に気づき、必要な支援へとつながるよう取り組みをすすめてまいります。</p>

番号	意見要旨	西成区の考え方
基本目標②「新しい地域包括支援体制の確立」		
2. 地域と連携する窓口（かけはし）の充実		
14	<p>22ページ「かけはし」、23ページ「総合的な支援調整の場（つながる場）」については、区役所内に「かけはし」担当及び「総合的な支援調整の場（つながる場）」担当という、新たな部署（窓口）が設置されると理解してよいか？</p>	<p>P22 2.地域と連携する窓口（かけはし）の充実にあります「かけはし」につきましては、地域における見守り活動を担っている方々が、複合的な課題を抱える人や、SOSを発することが困難な世帯などに気づき、相談支援機関や行政などの福祉専門職に「つなぐ」活動と、そして相談を受けとめる相談支援機関や福祉専門職はそれぞれの制度や対象を限定することなく、各機関が連携して対応する仕組みをつくる取り組みを「かけはし」と表現したものです。</p> <p>区役所内に新たな窓口が設置されるものではありません。</p> <p>P23 「総合的な支援調整の場（つながる場）」の開催につきましては、区保健福祉センターに（仮称）地域福祉推進担当を新たに設け、取り組む予定です。</p>

番号	意見要旨	西成区の考え方
	3. 権利擁護支援体制の強化	
15	<p>外国人観光客の増加に伴い、西成区内において外国人を主な対象とした宿泊施設が急増しています。さらに、入管法改正に伴い外国人労働者の来日が増加すると考えられます。</p> <p>旅行者が滞在中の大規模災害、オーバーステイ中の出産や病気、障害をもった子供の出産、来日した家族の教育、医療の問題等、課題が山積です。</p> <p>大規模自然災害時はもちろんのこと、さまざまな局面で、言語コミュニケーションの取れない在日外国人に対する支援を想定した福祉計画を作成することが必要であろうと思われます。</p> <p>言語が異なるだけでなく、文化も違う外国人に対して、福祉計画のなかでどのような問題・課題の発生が予想されるのか、完全な解決策はなくとも、課題の想定を福祉計画内に織り込むことは欠かさざるものでないか。</p>	<p>当区は、外国人住民の割合が24区で6番目の区であることから、ご意見を踏まえ、P15 1.地域力の再発見（地域力を見直そう）～住民主体の地域づくり～《取り巻く状況》におきまして、「外国人住民の増加」を追記しました。</p> <p>また、P23 3. 権利擁護支援体制の強化《取り巻く状況》におきまして、「2016（平成26）年に施行された人権に関する3つの法律（障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法及び部落差別解消法）」を追記し、同様にP24（4）人権尊重の取り組みにおきましても、ヘイトスピーチ解消法や部落差別解消法を追記しました。</p> <p>本計画においては、年齢や性別、国籍、身体的状況といった外見的な違いだけでなく、価値観や生き方などの違いをも尊重し、あらゆる人がその個性を生かして自分らしく生きることを尊重する社会をめざし取り組みを推進してまいります。</p>
16	<p>西成区での大きな課題の一つでもあるアルコール等の依存症についての記載がどこにもされていない。西成区ではアルコール依存症の方も多いと思われる。しかし、区内に依存症専門医療機関が確立されておらず、他区への通院を余儀なくされたり、地域住民や当事者の家族、支援者は当事者とどのような連携を図ったり、どこへ相談していくのかなど相談窓口を確立していく事など検討していく重要な課題であると考えます。</p> <p>依存症の問題は決して当事者だけの問題ではなく、依存症によって生じる生活困窮問題、子どもへの教育・虐待問題・家族への暴力などDVなどの問題など課題が複雑化するケースが多くあると感じます。大阪市においても依存症対策事業も進められており、アルコールだけでなく、薬物やギャンブルなどの依存症対策にも包括的に力を入れていかなければならないはずである。</p>	<p>アルコール等の依存症につきましては、個別に記載はしていませんが、P13 考え方②「すべての区民の権利擁護」に記載のとおり、社会的援護を必要としているにもかかわらず、支援につながらず孤立している人々への支援については、適切なサービスを提供するだけでなく、社会とのつながりをつくり、地域の一員として生活することが可能となるような積極的な支援をめざし、取り組みをすすめてまいります。また、国・府・市の依存症対策事業とも連携してまいります。</p>

番号	意見要旨	西成区の考え方
17	さまざまな人権課題の具体例の記載が必要である。	<p>「人権尊重」は、本計画に基づく取り組みをすすめるうえで基本となるものです。「同和問題（部落差別）や、外国籍住民、高齢者、障がい者、こども、女性、LGBTなどのさまざまな人権課題の解消に向けて、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が共に生き、共に暮らすことができる地域をめざします。</p>
18	一人ひとりの権利が守られる。実践、仕組みへとつながっていくことに期待しています。	
具体的な取り組み（重点項目）		
19	<p>「具体的な取り組み（重点項目）」に関して具体的な取り組みについて提案されているが、社会福祉法第4条第2項で規定されている地域福祉に照らした場合いくつかのテーマが欠落していることから、加筆することが適切ではないか。具体的には、「保健医療」、「住まい」、「就労および教育」などについて加筆することが適切ではないか。</p> <p>併せて、担い手として重要な位置を占めている区社協について、どのような役割を果たすのかについて明記されていないことから、加筆することが適切ではないか。</p>	<p>具体的な取り組み（重点項目）につきましては、本計画の3年間に於いて特に重点的に取り組む4つの項目を定めています。</p> <p>重点項目として取り上げてはいたませんが、課題を抱えた方々が安定した生活を送れるよう「保健医療」、「住まい」、「就労および教育」は地域福祉推進の重要なテーマであると認識しております。</p> <p>また、区社会福祉協議会については、P3に記載のとおり、社会福祉法において地域福祉推進の中心的な担い手として規定されており、極めて公共性の高い団体として、区の地域福祉を区役所と一体的に連携し進めていく機関として位置づけており、P47西成区社会福祉協議会の取り組みとして掲載しています。</p>

番号	意見要旨	西成区の考え方
	1. 新たな西成区の地域福祉推進体制	
20	<p>P27の1.新たな西成区地域福祉推進体制の【取り組みの方向性】について、高齢者、子ども、障がい者などについて、すべての相談ができる窓口を設置するのはどうか。その窓口寄せられた相談を各分野が集合した会議で話し合っはどうか。P29の図のような縦割りではなく、横のつながり、分野を問わず協力していくしくみが必要であると思う。</p>	<p>P22 2.地域と連携する窓口（かけはし）の充実の《取り組みの方向性》(1)地域から相談支援機関への「かけはし」にありますように、「相談支援機関や福祉専門職はそれぞれの制度や対象を限定することなく、各機関が連携して対応し、地域住民がどこに相談すればよいか迷うことがないようにすることが重要である。」として、既存の相談支援機関による連携強化を図ってまいりたいと考えています。</p> <p>また、P37 具体的な取り組み（重点項目）の4.複合的な課題を抱えた人への支援体制の構築にあります「総合的な支援調整の場（つながる場）」の開催を通じて、今後、相談支援機関や福祉専門職の横のつながりや、分野を問わず協力していくしくみの定着を図ってまいります。</p>
	2. 地域福祉活動への参加の促進と担い手の確保	
21	若い人を引っ張り出すこと。	<p>P16 《取り組みの方向性》(1)地域での支えあい、助け合いの意識づくりと地域福祉活動への参加の促進に記載のとおり、あらゆる世代の住民に対して、（中略）地域福祉活動への参加の促進と、新たな活動の担い手づくりに取り組んでまいります。</p>
22	若い人達との協働のイベントを増やすことを考えてほしい。	

番号	意見要旨	西成区の考え方
その他		
23	<p>学校選択制の廃止を計画に盛り込むことについてのご意見</p>	<p>学校選択制についてのご意見につきましては、本計画とは別課題ではありますが、学校教育法施行規則に基づき、就学すべき学校を指定する前にあらかじめ保護者の意見を聴取し、それを踏まえて学校が指定する制度であり、教育委員会は、保護者、地域、小中学校長の代表、学識経験者、公募委員等による熟議の報告を踏まえ、学校選択制の制度化と指定外就学の基準の拡大を方向性とする就学制度の改善を行っています。</p> <p>なお、当区では、学校選択制を学校教育フォーラムや区長タウンミーティング、区民・保護者説明会等、区民の意見を丁寧に聴きながら2015（平成27）年度より実施し、小学校においては隣接校区及び施設一体型小中一貫校、中学校においては区内全域及び施設一体型小中一貫校を選択可能としています。</p>
24	<p>西成区の生活保護者数は突出しており、経済力と学力は相関関係があるので、西成区の学力向上は必須の取り組みです。今回の計画の中で、学校への支援策を具体的に盛り込むべきだと思います。</p> <p>大阪市が学力テストの結果を校長のボーナスに反映させる措置を西成区だけでも除外することを計画に盛り込むべきである。</p>	<p>本計画とは別課題ではありますが、校長の人事評価につきましては、本年1月に開催された総合教育会議におきまして、校長は学校運営及び組織マネジメントの責任を負う立場から、小学校学力経年調査・中学校チャレンジテスト結果の前年度からの向上度を人事評価の一部に反映することが確認されています。</p> <p>なお、2020年度からの実施をめざす人事評価制度は、全市的な喫緊の課題である学力向上に重きを置きつつも、校長については、テスト結果の前年度からの向上度だけでなく、取り組んだ内容や学力以外の他の評価項目も考慮したうえで総合的な評価となるよう、教育委員会事務局において検討をすすめています。</p>